障害学生支援実務者育成研修会（基礎プログラム）

【事前学習動画】
障害学生支援に関する基本的な考え方（短縮版）

岡山大学 障がい学生支援室

原田　新

個人（医学）モデルと社会モデル

個人（医学）モデル

◆自己責任で困っている

◆本人が、医学的な治療やリハビリを通して社会に合わせるべき

社会モデル

◆環境のせいで困らされている

◆取り除けば、この人を障害者という必要がなくなる。

◆社会が、バリアフリーな環境を用意するべき

障害者差別解消法（2016年4月施行）

◆「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」（第七条、第八条参照）

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
国・地方公共団体等	法的義務	法的義務
民間事業者	法的義務	法的義務 ※

【それまで】周囲の善意、思いやりの心
【それ以降】障害者にとっての「権利」
提供する側にとって「法令遵守」

※令和3年5月に改正。
令和6年4月1日より、努力義務から法的義務に変更。

不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）より

差別とは

◆直接差別 ： 障害があることを理由に排除（又は制限）する。

…バリアのある人は、そもそも参加を認めない。

◆間接差別 ： 障害があると参加が難しい要件を設ける。

…参加は認めるが、バリアは取り除かない（自力で頑張れ）。

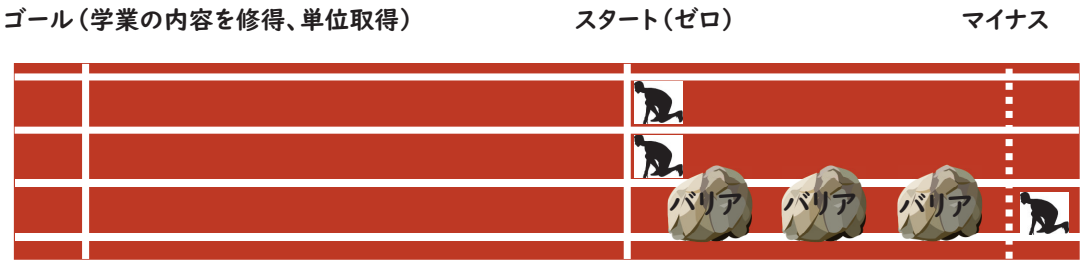

障害学生支援とは

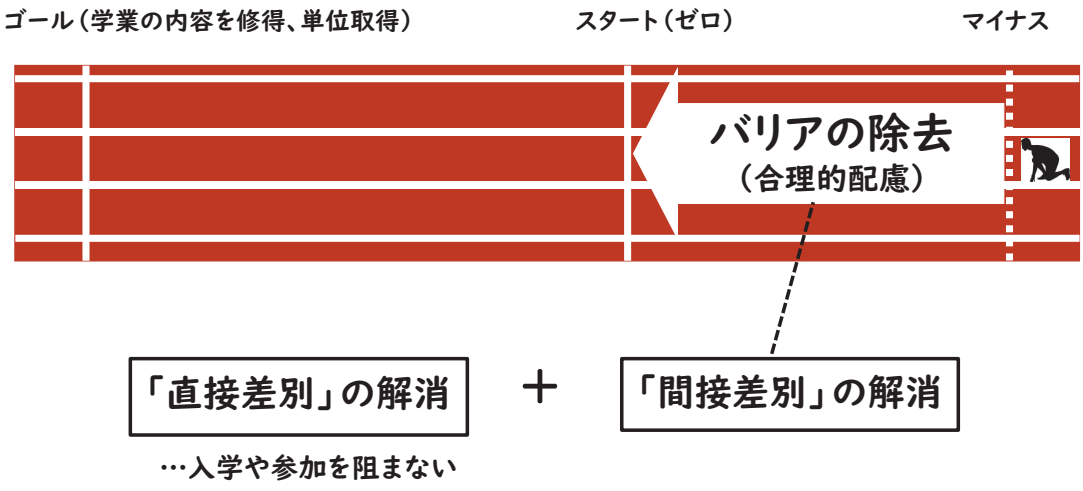

…入学や参加を阻まない

合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと（以下「合理的配慮」という。）を求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）より

合理的配慮の基本的な考え方

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。また、その内容は、後述する「環境の整備」に係る状況や、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重しつつ「（2）過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素も考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要がある。

建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関等・事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、行政機関等や事業者が対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）より

合理的配慮の七要素（川島、2016）

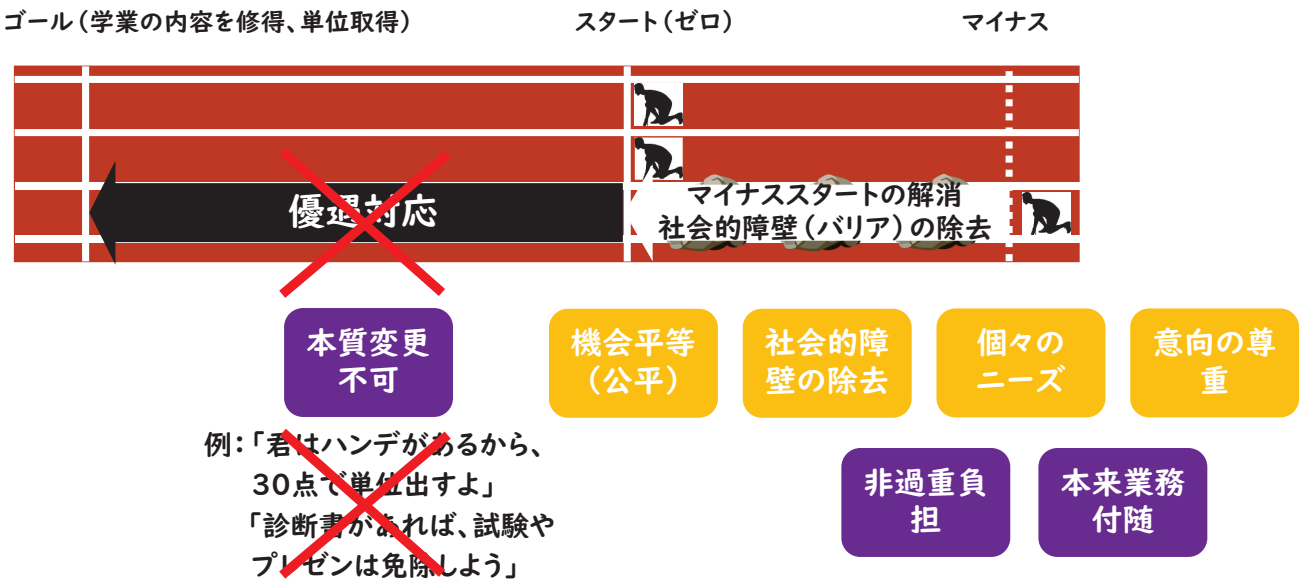

合理的配慮は合理的調整（建設的対話を重視）

◆元々の英語は、「Reasonable Accommodation」。
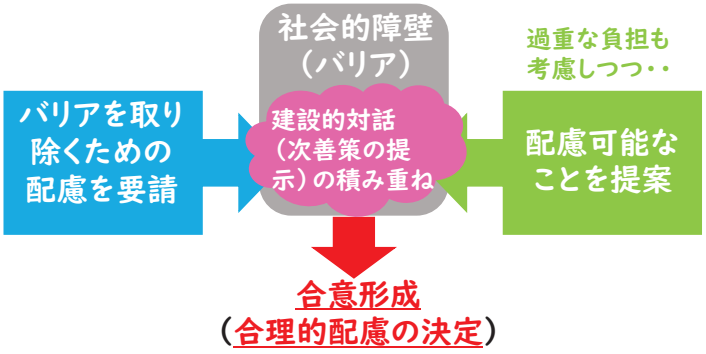
Accommodationとは、「配慮」というよりも、「調整」というニュアンスを帯びた用語（イギリスでは、合理的調整（reasonable adjustment））。心身に機能障害を持つ人からの配慮の要請と、組織側が提供可能な配慮とを「建設的対話」をしながら調整し、最終的に合意形成できたポイントが、「合理的配慮」となる。